

法人税率引下げと税収について (説明資料)

平成26年2月20日

伊藤 元重
小林 喜光
佐々木 則夫
高橋 進

1. 法人税率25%の実現に向けた考え方

- 法人税改革は、マクロ経済運営全体という大きな枠組みの中で考えるべき。
- 先ずはデフレ脱却を果たし、強い経済に向けた体質改善を合わせて行うことにより、法人税収増を実現すべき。
- 法人税率については、こうしたアベノミクスの成果による増収の還元等によって、25%の水準に引き下げていくべき。

2. 法人税率の引下げと税収との関係

法人税率を引き下げた場合であっても、法人税収が増える場合があるのは、以下の三つの理由が考えられる。

① 成長

減税の効果を含め、経済成長により課税所得が増える場合。

② GDPに占める法人所得の上昇

勤労所得から法人所得へのシフト(「法人成り」)など、法人所得比率が変化する場合。

③ 課税ベース拡大

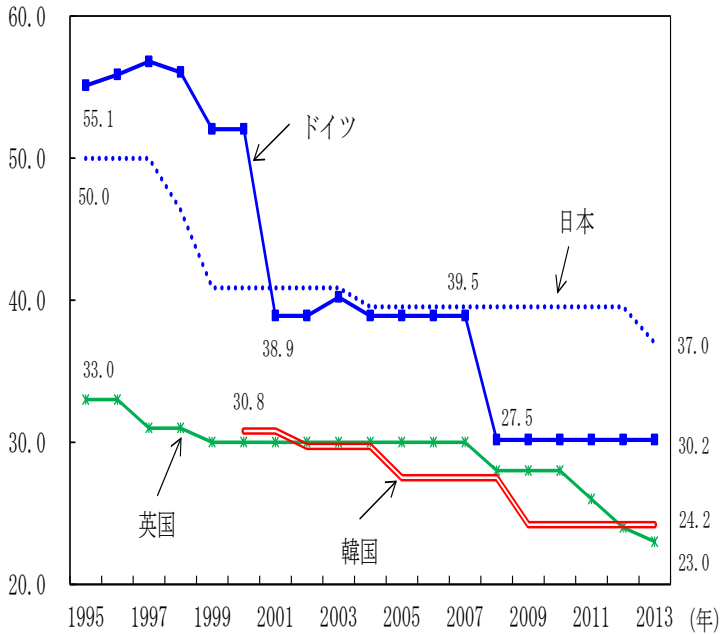
税制改正によって課税ベースが拡大(租特の廃止等の増収措置)する場合。また、制度が不変であっても繰越欠損金の減少等に伴い黒字法人が増加する場合。

3. 法人税率を下げても税収が上昇した国での背景分析

法人税収の変化を、名目GDP、課税ベース、法人所得比率、実効税率の要因に分解すると、

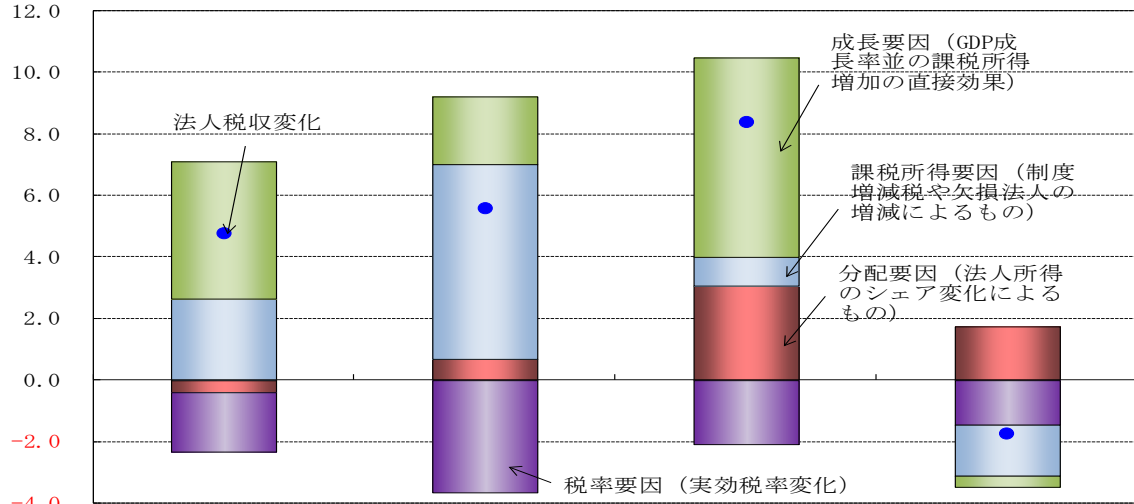
- ・英国 : 成長要因と制度改正等による課税ベースの拡大が寄与。
- ・ドイツ : 制度改正等による課税ベース拡大が寄与。
- ・韓国 : 成長要因が大きく寄与。法人所得比率の上昇も寄与(自営業者所得の伸びよりも法人企業所得の伸びが高い)。
- ・日本 : デフレが大きく影響し、成長要因がマイナスであることが最大の違い。欠損法人増加による課税ベース縮小もマイナスに寄与。

実効法人税率の推移(1995~2013年)



	英国	ドイツ	韓国	日本
税収変化	4.8%	5.6%	8.4%	▲1.7%
GDP変化	4.5%	2.2%	6.5%	▲0.4%
税率変化幅	▲9.0%pt	▲24.9%pt	▲6.6%pt	▲10.4%pt

法人税収変化率の要因分解(年平均変化、%)



(備考) 1. OECD National Accounts、OECD Tax Data Base、内閣府「国民経済計算」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」により作成。要因分解の対象期間にはデータ制約により異なっており、各国名の横に記載。

2. 分解式は、法人税収=実効税率*(課税所得/法人所得)*(法人所得/GDP)*GDP。同式を対数変換し、階差から年平均変化率への寄与に分解している。なお、課税所得は、税収を実効税率で除して求めた値。法人所得は、金融及び非金融法人の営業余剰(粗)と財産所得の受払差として定義。

3. 分配要因が変化する要因例としては、所得税対象の自営業営業余剰や雇用者報酬から法人税対象の法人所得へのシフト、家計受取の配当から内部留保へのシフト等。

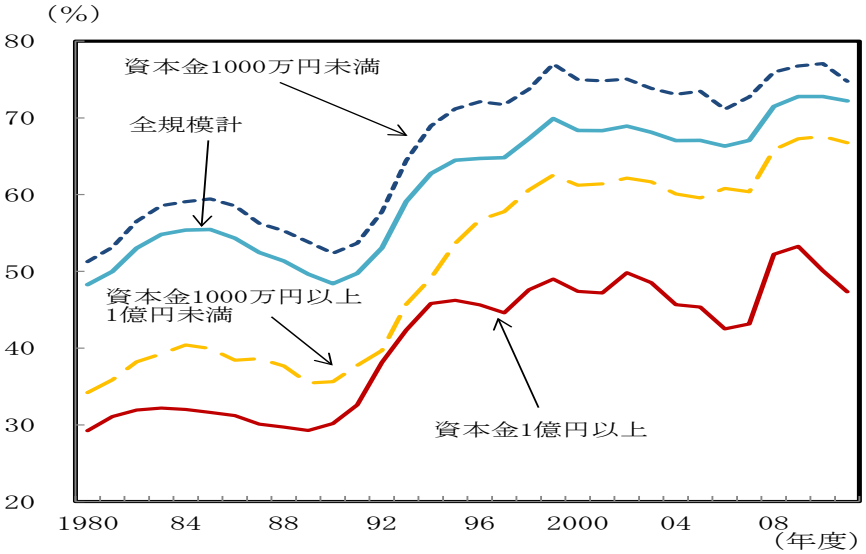
4. 日本の税収減少はデフレによる低成長が主因

95年以降、10%ポイント以上の税率を引下げ(49.98%⇒40.87%(99年)⇒39.54%(04年))たものの、法人税収は減少(21.0兆円⇒15.9兆円)。

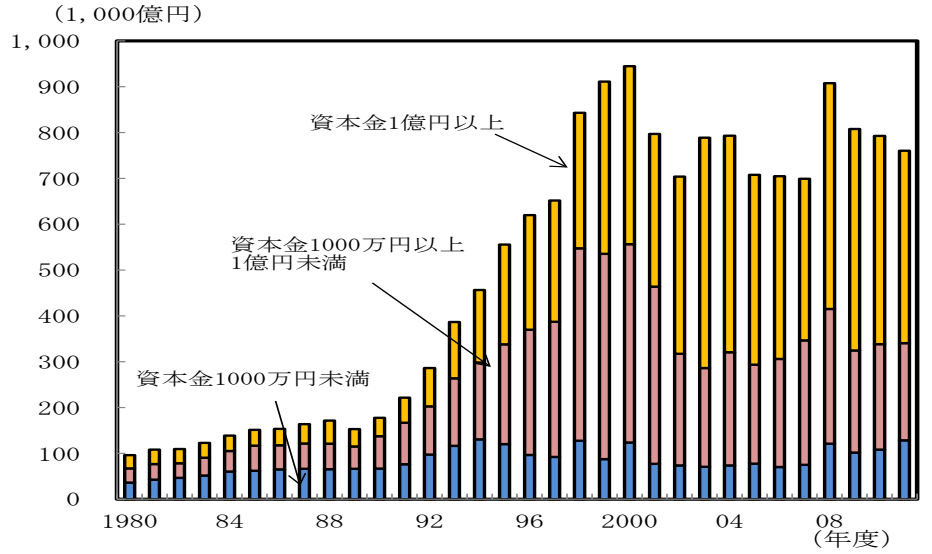
要因は、①デフレによる成長要因のマイナス、②繰越欠損金の増大等による欠損法人の増加(これもデフレによるところ大)により課税ベースが縮小したことによる。

(注) 法人税課税対象法人のうち、日本の欠損法人割合72%(2011年度)、翌期繰り越し欠損金額76兆円。
 各国の欠損法人割合: 米国54%(2009年)、英国50%(2010年度)、ドイツ34%(2007年)

欠損法人割合(1980~2011年度)



翌期繰越欠損金額(1980~2011年度)



(備考)
 1. 国税庁「税務統計から見た法人企業の実態」により作成。2005年以前は1-2月決算ベース、2006年以後は3-4月決算ベースの値である。
 2. 2011年分の値から、各資本階級が「以上、未満」から「超、以下」に変更されているため、2011年分は、資本金1000万円の企業分のデータが「資本金1000万円以上1億円未満」のグループから「資本金1000万円未満」のグループへ移行している点に留意。